

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
◎県営住宅の家賃等の収納事務の委託 (住 宅 課)	1
◎特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務の委託 (")	3
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (中山間地域対策課)	3
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施 (")	3
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
○土地改良区の役員の退任 (")	4
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) (")	4
○県営土地改良事業の計画の定め(緊急防災等工事計画) (")	4
○県営土地改良事業の計画の変更(緊急防災等工事変更計画) (")	4

告 示

高知県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町片岡字 曾我555番1から		4.0	
高岡郡越知町片岡字	前	〃	1141

へナ中畝野5902番まで				46.1	
高岡郡越知町片岡字 曾我586番1地先から	A			4.0	924
高岡郡越知町片岡字 へナ中畝野5902番まで				46.1	
高岡郡越知町片岡字 曾我555番1から	B			11.1	1152
高岡郡越知町片岡字 へナ中畝野5902番まで				39.1	

高知県告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年3月28日に指定し、公金事務を令和8年3月31日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県営住宅の家賃等の収納
- 3 委託に係る県営住宅の名称及び位置並びに委託の内容

県営住宅		委託の内容
団地名	位置	
鏡水	高知市上町四丁目	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第20条第1項第3号に掲げる費用（以下この表において「費用」という。）の収納事務

大津	高知市大津	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
若草町	高知市若草町	〃
若草南	高知市若草南町	〃
介良	高知市介良	〃
船岡	高知市神田	〃
小高坂三の丸	高知市平和町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
宇治	吾川郡いの町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
長浜馬場の西	高知市長浜	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
柳ノ内	室戸市室津	〃
行当	室戸市元	〃
土佐山田	香美市土佐山田町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
鏡川	高知市鴨部一丁目	〃
潮江	高知市小石木町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務

船岡南	高知市神田	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務			料及び保証金の収納事務			共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務	
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町	〃	野根	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務		佐川	高岡郡佐川町	〃
沖田	高知市朝倉	〃	横浜	高知市横浜新町二丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務		日高東	高岡郡日高村	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
別所山	香南市赤岡町	〃	田野	安芸郡田野町	〃		宿毛	宿毛市平田町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
日高	高岡郡日高村	〃	南国	南国市小籠二丁目	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務		宝永	安芸市宝永町	〃
元	室戸市元	〃	中村	四万十市中村丸の内	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務		中村北	四万十市安並	〃
十津南	高知市十津五丁目	〃	桜川	須崎市押岡	〃		鴨部	高知市鴨部二丁目	〃
春野	高知市春野町内ノ谷	〃	吉川	香南市吉川町吉原	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務		奈半利東	安芸郡奈半利町	〃
天神南	安芸郡奈半利町	〃	土佐	土佐市蓮池	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務		佐賀	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木	〃	清水	土佐清水市幸町	〃		本山	長岡郡本山町	〃
窪川	高岡郡四万十町	〃	赤岡東	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務		横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
奈半利	安芸郡奈半利町	〃	十市	南国市緑ヶ丘一丁目	家賃及び使用料並びに		田野西	安芸郡田野町	〃
佐喜浜	室戸市佐喜浜町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務					土佐南	土佐市蓮池	〃
蒲原	南国市岡豊町蒲原	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務					吉川西	香南市吉川町吉原	〃
赤岡	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務					羽根	室戸市羽根町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の
安芸東	安芸市川北	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用							

		収納事務
野根第二	安芸郡東洋町	〃
大方	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
菜生	室戸市室戸岬町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
竹島	高知市南竹島町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
朝倉	高知市朝倉本町一丁目	〃
羽根第二	室戸市羽根町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
八反町	高知市八反町二丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第293号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年3月28日に指定し、公金事務を令和8年3月31日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

特定公共賃貸住宅の家賃等の収納

3 委託に係る特定公共賃貸住宅の名称及び位置並びに委託の内容

特定公共賃貸住宅		委託の内容
団地名	位置	
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
令和8年7月25日 午前10時から	黒潮町ふるさと総合センター	わな猟免許
令和8年7月26日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和8年8月29日 午前10時から	高知県立ふくし交流プラザ	わな猟免許
令和8年8月30日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和8年9月19日 午前10時から	田野町ふれあいセンター	わな猟免許
令和8年11月21日 午前10時から	いの町役場のホール	〃
令和8年11月22日	〃	第一種銃猟免許及

午前10時から	〃	び第二種銃猟免許
---------	---	----------

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験を実施する日の12日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時及び場所

実施市町	日時	場所
本山町	令和8年7月10日 午後1時から	本山町プラチナセンター
黒潮町	令和8年7月14日 午後1時から	黒潮町ふるさと総合センター
佐川町	令和8年7月17日 午後1時から	佐川町立桜座
四万十町	令和8年7月22日 午後1時から	窪川四万十会館
高知市	令和8年7月29日 午後1時から	高知県立ふくし交流プラザ
田野町	令和8年7月31日 午後1時から	田野町ふれあいセンター

須崎市	令和8年8月4日 午後1時から	須崎市立市民文化会館
香南市	令和8年8月12日 午後1時から	高知県立青少年センター
高知市	令和8年8月16日 午後1時から	高知市春野文化ホールピア ステージ
いの町	令和8年8月18日 午後1時から	いの町役場のホール
黒潮町	令和8年8月21日 午後1時から	黒潮町ふるさと総合センタ ー

- 狩猟免許更新申請手数料
2,900円（高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に
貼り付けて納入すること。）
- 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限
高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室に、それぞ
れの適性検査及び講習を実施する日の12日前までに到着するよ
うに提出すること。
- 狩猟免許更新申請書の配布場所
高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室及び地区猟友
会において配布する。
- その他
提出書類その他詳細については、高知県総合企画部中山間地
域対策課鳥獣対策室に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ
り、山南土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の
届出があった。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	中村 正尚	香南市香我美町下分1499番地1
〃	白石 陽一	〃 香我美町上分1282番地
〃	中村 彰宏	〃 香我美町下分1504番地イ
〃	足達 弘幸	〃 〃 513番地2
〃	足達 正廣	〃 香我美町上分693番地2
〃	黒石 光男	〃 香我美町下分448番地
〃	門脇 位明	〃 香我美町上分1238番地

監事	長崎 健二	〃 〃	952番地
〃	山本 智	〃 〃	2003番地1
(就任)			
理事	黒石 光男	香南市香我美町下分448番地	
〃	白石 陽一	〃 香我美町上分1282番地	
〃	足達 正廣	〃 〃 693番地2	
〃	中村 彰宏	〃 香我美町下分1504番地イ	
〃	田中 敏彦	〃 香我美町上分1807番地1	
〃	足達 和子	〃 香我美町下分472番地	
〃	野村 俊夫	〃 香我美町上分1020番地1	
監事	長崎 健二	〃 〃	952番地
〃	山本 智	〃 〃	2003番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ
り、波介土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があっ
た。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
理事	森田 富子	土佐市波介3544番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ
り、波介土地改良区の定款の変更を令和8年4月15日に認可し
た。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟にお
いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の
取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ
り、柄ノ木堰土地改良区の定款の変更を令和8年4月16日に認可
した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟にお
いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の
取消しの訴えを提起することができる。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定
に基づき、県営土地改良事業（口目ノ川池地区農村地域防災減災
事業（保全施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を
縦覧に供する。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
緊急防災等工事計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年5月1日から同年6月3日まで
- 縦覧場所
四万十町役場
高知県農業振興部農業基盤課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)
- その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌
日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることが
できる。
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求
のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟に
おいて高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土
地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定によ
り、県営土地改良事業（奈路地区農村地域防災減災事業（用水施
設））の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供す
る。

令和8年5月1日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
緊急防災等工事変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年5月1日から同年6月3日まで
- 縦覧場所
四万十町役場
高知県農業振興部農業基盤課ホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/>)
- その他
この土地改良事業の計画の変更については、縦覧期間満了の
日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をする
ことができる。
また、この土地改良事業の計画の変更については、上記の審
査請求のほか、この土地改良事業の計画が変更されたことを

知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。